

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成25年12月11日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	村松昇平君
5番	市川圭一君
6番	小松崎伸君
7番	山越守君
8番	沼田和利君
9番	諸橋太一郎君
10番	宮崎智君
11番	杉森弘之君
12番	須藤京子君
13番	黒木のぶ子君
14番	板倉香君
15番	柳井哲也君
16番	中根利兵衛君
17番	田中道治君
18番	石原幸雄君
19番	板倉宏君
20番	遠藤憲子君
21番	鈴木かずみ君
22番	利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

議会事務局長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成25年12月11日（水）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 79号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第 80号 牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 81号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 82号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 83号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 84号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 85号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 86号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 87号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 88号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 89号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第 90号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第 91号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第 92号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第 93号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

- 日程第16. 議案第 94号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第 95号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18. 議案第 96号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19. 議案第 97号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20. 議案第 98号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21. 議案第 99号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第22. 議案第100号 牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23. 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24. 議案第102号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25. 議案第103号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26. 議案第104号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27. 議案第105号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28. 議案第106号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29. 議案第107号 物品購入契約の締結について
- 日程第30. 議案第108号 財産の無償譲渡について
- 日程第31. 意見書案第4号 衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について
- 日程第32. 意見書案第5号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について
- 日程第33. 意見書案第7号 2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について
- 日程第34. 請願第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願
- 日程第35. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 意見書案第8号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第79号ないし日程第30、議案第108号の30件、日程第31、意見書案第4号、日程第32、意見書案第5号及び日程第33号、意見書案第7号の3件、日程第34、請願第3号の1件を一括議題といたします。



議案第 79号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 81号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 82号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 83号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 84号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 85号 牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

- 議案第 94号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 97号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 98号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第102号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第103号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第104号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第105号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第106号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第107号 物品購入契約の締結について
- 議案第108号 財産の無償譲渡について
- 意見書案第4号 衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について
- 意見書案第5号 軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について
- 意見書案第7号 2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について
- 請願第3号 新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願

○議長（山越 守君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成25年12月11日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 小松崎 伸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第79号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第83号	牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第99号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第100号	牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第101号	平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第108号	財産の無償譲渡について	原案可決
意見書案第4号	衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について	否決
意見書案第5号	軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について	継続審査
意見書案第7号	2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について	否決
請願第3号	新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願	採択

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成25年12月4日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月5日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第79号は、牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、障害者等への支援の度合いを示す区分の仕組みが変更なることに伴い、障害程度区分審査会委員の名称を改めるものであり、牛久市ハラスメント苦情処理委員会委員については、同委員会に外部委員を任用するため、報酬額を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、牛久市ハラスメント苦情処理委員会委員をどのように選出するのか、専門職の考え方についての質疑がなされ、市執行部からは、セクシャルハラスメントに関しては法律の専門家がいいのではないかとということで、外部委員を牛久市の顧問弁護士にお願いしようと考えている。専門職の考え方は、相談員にカウンセラーの資格を持った保健師を今充てており、臨床心理士、精神保健福祉士も含めて今後検討していきたいとの答弁がありました。

議案第83号は、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%に改正されることに伴う改正であります。

議案第99号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、市税の督促手数料を50円から100円に引き上げる改正及び地方税法の改正による引用条項の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、督促手数料値上げの根拠、平成24年度の督促件数、平成25年度途中までの督促件数、督促手数料値上げの周知方法についての質疑がなされました。市執行部からは、督促手数料印刷経費、事務費などの実費額的な費用に改め、県内の44市町村のうち32市町村が100円を徴収していることなど、県内地域との均衡を図るため改正するものです。また、平成24年度の督促件数は国保税を含む全税で3万6,859件、平成25年度は9月末現在で1万6,142件であり、督促手数料値上げの周知方法として、広報うしく、ホームページ、市役所関係窓口でのポスター掲示などでの対応を考えているとの答弁がありました。

また、コンビニ収納とマイナンバー制との関係について質疑がなされ、市執行部からは、マイナンバーを活用して交付機での証明書発行も考えられる。市民の利便性ということでは、コンビニでの納付も継続していくとの答弁がありました。

議案第100号は、牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消費税及び地方消費税を合わせた税率を現行の5%から8%に改正するとともに、

督促手数料を現行の50円から100円に引き上げるため改正するものであります。

議案第101号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、歳入の主なものとして、市税のうち市民税は、個人市民税の所得割に係る現年課税分の増額計上及び固定資産税は、償却資産に係る現年課税分の増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は、子ども・子育て支援新制度に係るシステム導入等による増額計上及びリフレ駐車場用地の取得額の確定に伴う不用額の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、リフレ隣の駐車場の購入費は、予算減額によって総額は幾らになるかの質疑がなされ、市執行部からは、購入価格は3億9,786万6,555円になるとの答弁がありました。

電子計算費の中では、子ども・子育て支援制度導入システムはどこまでの改修なのか質疑がなされ、市執行部からは、子ども・子育て支援導入についてのシステム改修は現行の児童手当システムを改修して、利用者・事業者の申請認定、事業者の情報管理、審査、支払いの管理等を行うとの答弁がありました。

また、法人市民税、固定資産税がふえた理由、特徴的なものについて、またリフレ隣の駐車場購入の際の地価下落の判断をした参考価格等についての質疑がなされました。市執行部からは、法人市民税は一事業者が突出してふえているわけではなく、全体的にふえている。固定資産税は愛和病院とつくばセントラル病院の増築部分がふえており、償却資産が増収となっている。また、リフレ購入時の基準値としては、ひたち野駅地区の中では同規模のものがなく、牛久駅前土地を基準値として調整をしたとの答弁がありました。

議案第108号は、財産の無償譲渡についてであります。

本件は、牛久市柏田町内の市有地について、地元の下柏田自治会に対し、集会所等の用地として無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、自治会の法人化はどのくらいあるのか、法人化のメリット・デメリットについての質疑がなされました。市執行部からは、現在5団体が法人化しており、法人化について相談があったときは、手続、制度の趣旨を説明しており、地元の意向を尊重している。法人化のメリットとしては、不動産登記が自治会名義ででき、相続等の問題が起きない。デメリットは特にないと答弁がありました。

意見書案第4号、衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出については、「消費税率10%時に軽減税率の導入を目指す」との平成25年度与党税制改正大綱の趣旨を踏まえ、衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を強く求めるものであります。

意見書案第5号、軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出については、平成26年4月1日から消費税が8%に値上げされるが、景気全体にマイナスの影響を及ぼしかねない軽自動車税の据え置きを強く求めるものであります。

委員からは、軽自動車税がどのくらい上がるのか国から提示されていない状況なので、継続審査したいとの意見がありました。

意見書案第7号、2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出については、消費税増税で国民生活や中小企業の経営は一層深刻になり、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受けることは明白であり、2014年4月の増税実施を中止することを強く求めるものです。

委員からは、アベノミクスにより急激な円安となり、大企業の収益は上がっているが、働く人の賃金は依然として上がっていない。国民に負担を強いる消費税増税の来年4月からの実施は中止したいとの意見がありました。

また、消費税増税の実施は、社会保障と税の一体改革ということで、国で進められている課題であるので、中止は無理であるとの意見がありました。

また、国民のために行う税制改革ではなくて、一部の大企業、高額所得者のためであり、多数の人に増税を強いるということで消費税増税実施中止を求めることは、地方議会として大切なことであるとの意見がありました。

請願第3号は、新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願であります。

本件は、消費税増税に当たり、複数税率の導入と新聞購読料への軽減税率適用を求める意見書を国会、または関係行政庁に提出することを求めるものであります。

以上、10件であります。

付託された案件について審査の結果、議案第108号は全会一致により、議案第79号、議案第83号、議案第99号、議案第100号及び議案第101号につきましては賛成多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第4号及び意見書案第7号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定し、意見書案第5号につきましては、賛成多数により継続審査と決し、議長宛て継続審査の申し出をいたしました。

次に、請願第3号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

教育民生常任委員会

委員長 市 川 圭 一

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 80 号	牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 85 号	牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 86 号	牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 87 号	牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 88 号	牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 93 号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 95 号	牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 96 号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 101 号	平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 102 号	平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 105 号	平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第 106 号	平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

[教育民生常任委員長市川圭一君登壇]

○教育民生常任委員長（市川圭一君） おはようございます。

それでは、教育民生常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成25年12月4日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月6日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第80号は、牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、障害者等への支援の度合いを示す区分の仕組みが変更になることに伴い改正するものであります。

議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第93号、議案第95号及び議案第96号は、いずれも消費税率の引き上げに伴う改正であります。地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%に改正されることとなっており、市施設等の使用料及び手数料等についても関係条例の改正を図るものであります。

議案第85号の審査に当たり委員からは、施設利用料の値上げは3%を超えるものはあるのか、一番上がった部分についての質疑がありました。市執行部からは、割合は全て3%分上がっており、リフレプラザで一番上がった部分は、休日の全設備使用で600円であるとの答弁がありました。

議案第86号の審査に当たり委員からは、財政的な問題があれば、消費税という形ではなく使用料そのものを上げるべきであるとの質疑がなされ、市執行部からは、施設運営経費については、光熱水費を初め、いろいろなものに消費税が賦課されており、消費税が値上がりした分について、使用料に含めたいとの答弁がありました。

また、施設の中で一番上がる箇所についての質疑がなされ、市執行部からは、中央生涯学習センターの文化ホールの1時間当たり2,000円以上の使用区分で、休日を全日貸し切った場合、2,520円に上がる箇所であるとの答弁がありました。

議案第88号の審査に当たり委員からは、福祉センターの中で一番の値上がり箇所についての質疑がなされ、市執行部からは、陶芸窯の利用料の150円であるとの答弁がありました。

議案第95号の審査に当たり委員からは、督促件数について、督促手数料を据え置くことはできないか質疑がなされ、市執行部からは、督促件数が平成24年度1,233件、25年度

は9月末までで329件となっている。市全体の考え方として、近隣自治体もほとんど100円に上がっている状況で、督促手数料を平等にお支払いいただく考えであるとの答弁がありました。

また、督促状の発送期限についての質疑がなされ、市執行部からは、納期限までに納付しなかった場合、納付期限後20日以内に発送することになり、会計規則で決まっているとの答弁がありました。

議案第101号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設給付費負担金等の増額計上であります。県支出金の県負担金は、障害者自立支援給付費負担金等の増額計上、県補助金は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金及び地域子育て支援拠点事業補助金等の増額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費の社会福祉費は、障害者扶助費の増額計上、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額計上であり、児童福祉費は、民間保育園運営費補助金等の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、中根小学校内にある第一幼稚園の新築場所についての質疑がなされ、市執行部からは、学校の教室の増築を優先させて実施するため、第一幼稚園については、学校敷地を拡張した後に移る計画であるとの答弁がありました。

また、牛久運動公園野球場の平成31年茨城国体の軟式野球競技会場の内定について、競技団体の軟式野球連盟からの正規視察の内容と評価についての質疑がなされました。市執行部からは、先月、国の中央視察団の牛久運動公園野球場への視察があり、いい球場だと評価を受けたが、指摘事項として、内野U字溝をラバー製のものに交換すること、開催時には延長試合もあるため照明灯の設置の要請があり、国体の開催については内定と聞いているとの答弁がありました。

また、牛久みらい保育園の看護師配置について、他の保育園の病児・病後児保育の計画についての質疑がなされました。市執行部からは、牛久みらい保育園で病後児保育を実施しようとしており、ゼロ歳児の看護師のほか、病後児に対する看護師を採用している。他の保育園については、病後児の需要が特定の時期に集中するため、運営面では非常に厳しいと聞いており、検討中であるとの答弁がありました。

また、スポーツ教室の内容・期間について、給食の自校式炊飯についての質疑がなされ、市執行部からは、スポーツ教室は高齢者向けの水中ウォーキングを中心としたプログラムを考えており、期間としては1月から3月の中で実施していきたい。自校式炊飯については、来年度牛久二中で実施し、4校となり、全体的に広げていく計画は持っている。児童がふえている学

校は給食室そのものが手狭になっており、増築等とあわせて考えていきたいとの答弁がありました。

議案第102号、平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の歳入の主なものとして、国民健康保険税及び療養給付費交付金の減額計上並びに前期高齢者交付金及び一般会計繰入金等の増額計上であり、歳出については、一般被保険者療養費、後期高齢者支援金、介護給付納付金等の増額計上及び療養給付費国庫負担金の過年度分の精算に伴う償還金の増額計上であります。

議案第105号、平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものは、介護保険料、国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、県負担金及び一般会計繰入金の増額計上であり、歳出については、居宅介護サービス給付費の増額計上であります。

議案第106号、平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び広域連合委託金等の増額計上であり、歳出につきましては、医療費負担金の過年度精算分及び後期高齢者医療保険料納付金の増額計上であります。

以上、12件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第102号、議案第105号及び議案第106号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第80号、議案第85号ないし議案第88号、議案第93号、議案第95号、議案第96号及び議案第101号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成25年12月11日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野政子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第81号	牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第82号	牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第84号	牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第89号	牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第90号	牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第91号	牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第92号	牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第94号	牛久市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第97号	牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第98号	牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第101号	平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第103号	平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第104号	平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第107号	物品購入契約の締結について	原案可決

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長（尾野政子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告をさせていただきます。

平成25年12月4日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月9日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第81号、議案第82号、議案第84号、議案第89号ないし議案第92号及び議案第94号は、消費税率の引き上げに伴う改正であります。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%に改正されることを受けて、市施設等の使用料及び手数料等につきましても、受益者負担の原則等を踏まえ、関係条例を改正するものであります。

議案第81号の審査に当たり委員からは、消費税率の改正に伴う条例改正案が多数提案されているが、庁内のどこでどのような協議が行われたのかとの質疑がなされました。市執行部からは、行政経営課が中心となって関係各課で協議を行い、さらに部長会議で協議をしてきた経緯があり、税率改正による歳出が歳入を約3、100万円上回るという試算結果を踏まえて、10円未満の端数については受益者負担の観点から切り上げすることを最終的に庁議の場で決定したとの答弁がありました。

議案第82号の審査に当たり委員からは、税率改正によって使用料等の歳出が歳入を上回っているとのことであるが、個々の使用料等を見ると、現行の使用料等から消費税増税分である3%を超える値上げ幅に設定しているものも一部含まれていることについての質疑がなされ、市執行部からは、今後税率が10%に改正されるまでに十分な協議、検討を行っていくとの答弁がありました。

また、委員からは、放置自転車を移動、保管したときに自転車の利用者から徴収する費用について、従来は規則で定めていたが、今回の改正では条例で定めた根拠についての質疑がなされ、市執行部からは、地方自治法第228条に分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとの規定に従い、条例で定めるとの答弁がありました。

議案第97号及び議案第98号は、督促手数料に係る改正でありまして、保険料及び代執行費用を徴収するため、督促状を発した場合に、実費弁償として応分の費用を負担していただく観点から、督促手数料を現行の50円から100円に引き上げるものであります。

審査に当たり委員からは、督促手数料を50円から100円に引き上げる根拠についての質疑がなされました。市執行部からは、消費税増税が決まる以前から近隣自治体の督促手数料に

について調査を行っており、その結果、多くの自治体が100円に設定していることから、牛久市においても今回の消費税率の改正に伴い100円に設定したとの答弁がありました。

議案第101号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、地域バイオマス産業化推進事業補助金等の増額計上であり、歳出の主なものとして、地域バイオマス産業化推進事業補助金によるBDF製造・貯蔵施設の建設及びペレット製造機、製造施設整備費等の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、道路の維持補修のためにどのような体制をとっているのかとの質疑がなされました。市執行部からは、市民からの通報、職員のパトロールにより発見された道路破損現場へ現業職員が出向き、補修作業を行います。補修規模の大きいものや職員による補修が困難な場合は、危険箇所の回避措置を行った上で、業者へ補修業務を委託する体制をとっているとの答弁がありました。

また、委員からは、市内の公園における防犯カメラの今後の設置計画について質疑がなされ、市執行部からは、平成26年度においては12カ所、61台の防犯カメラを設置する計画であるとの答弁がありました。

議案第103号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であり、歳入については、一般会計繰入金金の減額計上であり、歳出については、下水道事業費の下水道管理費は今年度の消費税納付額確定に伴う不足分の増額計上であり、公債費は今年度の償還額確定に伴い不用額を減額計上するものであります。

議案第104号は、平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）であり、債務負担行為について補正するものであります。

議案第107号は、物品購入契約の締結についてであり、ことし6月に国の認定を受けたバイオマス産業都市構想に基づく補助金を活用し、バイオディーゼル燃料の製造装置及び蒸留装置を購入するものであります。

審査に当たり委員からは、随意契約の理由として、バイオディーゼル燃料製造装置機種選定委員会で2社のプロポーザル方式の選定を行い、牛久市仕様の特注であるため、提案事業者と随意契約を締結するとしているが、2社のうち契約締結に至らなかった1社については、牛久市仕様ではなかったためかとの質疑がなされました。市執行部からは、6社に対していずれも同じ仕様の装置について依頼したところ、2社から申し出がありました。2社とも同じ仕様でしたが、若干異なる事項やかなわなかった部分を選定委員会において評価の結果、1社に絞ったとの答弁がありました。

以上、14件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第103号及び議案第107号は、全会一致

により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第81号、議案第82号、議案第84号、議案第89号ないし議案第92号、議案第94号、議案第97号、議案第98号、議案第101号及び議案第104号につきましては、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 総務常任委員長にお尋ねいたします。

議案第101号、一般会計の補正予算のうち、防災広場として約400坪の土地購入、1,497万8,000円、この件についての論議がされたのかどうかお伺いいたします。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

その件に関しましては、執行部から購入価格等、明確な答弁がございました。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 執行部の答弁がどうあったかということをお尋ねしたのではありません。その議論がされたのかどうかということをお尋ねしたのです。

そして、それについて何ら明記されていないということはどういうことなのか、さらにお尋ねしたいと思います。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） それでは、鈴木議員の再度の質問にお答えいたします。

質疑等は、細かい部分ではございませんでした。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 今の委員長の答弁、委員長報告に対する経過報告等の説明であっ

て、今の委員長報告だと全くなかったと。全くないからここに記載されていないというふうに判断するわけですが、その前には執行部から説明があったと言われて、質問があったから執行部で答弁したと思うんですね。

まず、2点について聞きます。

1点、その審議の過程がこの中に書かれていないと、その理由を1点お尋ねします。

もう一点は、どのような質問がされて答弁になったかという問題、これは審査の経過ですからね。私どもは本会議場でもこの問題について質問し、答弁がありました。さらに、内容について深く常任委員会でも審査されていると思います。

大変重要な問題なので、この2点について再度お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） それでは、利根川議員の質問にお答えいたします。

詳細な件におきましては、遠藤議員が出席されておりますので、御理解いただきたいと思っております。この報告につきましては、遠藤議員が委員として出席いたしておりますので、その会派の中でしっかりと委員会が終わった後に、そのことについては会派の3人で御理解いただくということだと思っております。

以上でございます。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） そのようなことを聞いているのではないんです。常任委員会で質疑、答弁なされるもの、確かに議事録等とは出てきます。しかし、自治法の定めの中では、永久保存となるものは、本会議場での質疑に限られております。したがって、常任委員会で質疑、答弁があったからそれを聞けということではなくて、なぜ永久保存になるこの委員長報告の中に入れなかったのかという、まずこの1点だけでいいです。この点だけについて、再度お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） 利根川議員の再度の質問にお答えいたします。

内容につきましての重要性については十分に認識いたしまして、今後この報告に載せるようにしっかりとやってまいりたいと思っております。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第79号から100号、101号、104号、意見書案第4号、5号、請願第3号に対する反対討論を行います。

議案第79号は、非常勤職員の報酬、費用弁償に関する条例改正で、牛久市ハラスメント苦情処理委員会委員に市の顧問弁護士を任用するものです。法的な対応を優先して弁護士を任用するよりも、当事者に寄り添った心理・精神面の専門家の対応を優先すべきです。

議案第80号は、市障害程度区分審査会委員の定数等を定める条例の一部改正について、障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わりましたが、障害者権利条約批准にたえる内容とはほど遠いものです。障害を自己責任とし、家族収入も含めて応益負担を課す仕組みはそのままです。程度区分と応益負担による福祉も自己責任という枠組みを根本から変えなければなりません。大もとである障害者総合支援法に関する改正により反対するものです。

議案第81号から94号、これは、現在の消費税率5%を3%増税し、8%にするそれぞれの条例改正です。市の一般会計は、もともと利潤を上げることを目的としておらず、消費税法第60条で課税は免除されていますので、あえて市民に負担増となる施設として、生涯学習センターを初めとする運動広場、総合福祉センター等の使用料及び手数料の消費税3%の値上げはすべきではありません。

議案第95号から99号、100号につきましては、督促手数料を50円から100円にする条例改正です。4月からの消費税3%増税により、はがき代が50円から52円となり、今まで50円のはがき代実費が、今後は人件費等に係る経費も含め72円かかるとの答弁でしたが、倍加に値上げすることは便乗値上げです。他の自治体が督促手数料を100円にしているので牛久市も同じにするという議会答弁であり、値上げの根拠には同意できません。

議案第101号は、平成25年度一般会計補正予算です。

防災広場として約400坪の土地購入については、この土地が斜面であり、今回の計上の予算以外に道路整備も含め整備のための経費がこれからかかってまいります。住民要求でもあり、否定するものではありませんが、斜面を利用しての防災広場とは、一体どういうものなのか疑問とするところです。

また、9月29日の東みどり野行政区の敬老の日大会で、市長も出席し、防災広場について購入する旨の発言がありました。さらに、区長が「市長、もう話してもいいですね」と念を押し、「市が買ってくれることになった。もう話してもいいと思うけれども、その場所をみんな

が集える場所にして、昼食1食200円から300円ぐらいで食べられるようなものを提供し、皆さんの出かける機会をつくりたい」、このような区長の発言がありました。まさに、たまり場、サロン活動など、これからの計画など、次々と発言がありました。発言がいけないというのではなく、市長も出席している中でのことであり、市長も聞かれていたのではないのでしょうか。議場で市長が、利根川議員に「そのようなうわさ話」と言われましたが、出席していた方々全てではありませんが、何人かの方に確認をしております。私もその敬老の日大会に出席しておりましたので、そのような答弁は慎むべきです。

議案第104号は、平成25年度青果市場特別会計です。消費税3%増税による債務負担行為なので反対です。

意見書案第4、5号、請願第3号は、消費税増税を前提としたもので、同意できるものではありません。

よって、議案第79号から100号、101号、104号、意見書案第4、5号、請願第3号に反対するものです。

委員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番石原幸雄君。

[18番石原幸雄君登壇]

○18番（石原幸雄君） 意見書案第4号に対する賛成討論。

意見書案第4号、衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書（案）については、以下の4つの理由により賛成である。

1つ目は、本意見書に示されているように、消費税等付加価値税の先進地域である欧州諸国では、衣食住等の生活必需品に対する軽減税率を導入済みであること。

2つ目は、軽減税率の導入目的が所得に対する負担割合の逆進性の緩和であることが明確に述べられているなど、趣旨及び目的が単純明快であること。

3つ目は、その気になれば導入が可能であるにもかかわらず、あれこれ理由をつけて導入に後ろ向きな姿勢を示している財務省の役人に対して、納税者の切実な声を知らせること。

4つ目は、自民・公明の両党が、2014年度税制改正大綱で、生活必需品への軽減税率の導入を明記する方向で調整に入ったとの報道がなされていること。

以上の理由から、今議会で本意見書を採択し、政府及び関係省庁に送付すべきものと判断する。

議員各位の賛同をお願い申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。12番須藤京子君。

[12番須藤京子君登壇]

○12番（須藤京子君） それでは、議案第95号、96号、97号、98号、99号、100号について、反対討論を行います。

今議会には、来年4月から消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴う議案とともに、督促手数料を50円から100円に引き上げる議案第95号ないし議案第100号の条例改正が上程されました。

消費税は課税対象が広く公平にという考え方のもと、地方公共団体も納税義務を負うものとされ、性格上課税対象とならないものを除き、公の施設の使用料などは消費税の課税対象となっています。とはいえ、これらの消費税を自治体が実際に納付しているわけではないことは御存じのとおりです。これは、自治体が一般会計に係る業務として行う事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額とみなすことにより、結果的に納税額が発生しない仕組みになっているからであります。

こうした仕組みの中の消費税率の引き上げであります。5%が8%になるから3%分を上乗せし、しかも10円未満を切り上げた料金に改定するというのは、うがった見方をすれば、消費税に名をかりた便乗値上げと言えなくもありません。

しかしながら、それぞれに係る経費と使用料との関係においては、使用料は経費の一部を負担するにすぎず、また経費に係る消費税は値上げされることから、消費税関連の議案には賛成せざるを得ないと判断いたしました。

一方、督促手数料にかかわる条例改正に関しては、消費税値上げで郵便はがきが50円から52円になることを踏まえ、これまでは加味されていなかった発送に係る経費を上乗せし、50円から100円に引き上げるということでもあります。しかし、質疑の中で明らかになった実費は72円です。これを100円にするというのは、懲罰的意味合いが加味された値上げと言えるのではないのでしょうか。こうした考え方に、図らずも今の牛久の市政が見てとれます。議案説明を受ける中で、10円未満の切り上げについて、合法的に取れるものは取ると発言された職員の方もいました。何をか言わんやです。

市は、地方消費税率の引き上げによる増収を鑑み、適正なる料金改正にすべきと考え、議案第95号ないし議案第100号の6件について、反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 意見書案第7号、2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出についての賛成討論です。

国民の声に逆らい秘密保護法の成立を強行した安倍晋三政権は、来年4月からの消費税増税

に対応した経済対策を決めました。それに基づく今年度補正予算を今週中にも発表する動きであります。経済の好循環実現をうたった経済対策には、不要不急の大型公共事業や大企業向けの復興特別法人税の前倒し廃止など、大企業優遇策ばかりが並びます。国民には消費税増税を押しつけながら、大企業には減税など手厚い支援を用意する。国民の願いに反する安倍政権の姿勢が浮き彫りになっております。

安倍政権が、秘密保護法案が参議院の特別委員会で採決、本会議開会をめぐり対決していた先週末の5日閣議決定した総額5兆5,000億円の経済対策は、真っ先に競争力強化策、1兆4,000億円をうたい、大企業応援の仕組みを次々と盛り込みました。その厚遇ぶりは、対策発表後直ちに経団連の米倉弘昌会長が「わが国企業の活性化に資する」と大歓迎のコメントを発表したことからも明らかです。国会の混乱のさなかに、経済対策の決定を強行したのは、安倍政権の財界・大企業優先の態度を示すものであります。

中でも財界が褒めちぎったのは、復興特別法人税を1年前倒して廃止し、来年3月いっぱい打ち切れることを明記したことあります。約8,000億円もの減税です。経済対策の中の低所得者・子育て世帯への現金給付6,000億円をも大きく上回る額であります。

復興特別法人税は、東日本大震災の復興財源の確保を口実に、所得税と住民税の上乗せ増税とともに導入されたものであります。所得税は25年間、住民税は10年間も増税が続きます。法人税増税はもともと3年間だけでしたが、その期間をさらに短縮する特別扱いは、みんな被災地を支えるという建前にすら反するものであります。

震災発生から1,000日を過ぎても被災地の復興は進まず、避難生活の長期化など、被災者の置かれた状態はますます深刻です。被災者支援を強めることこそが重要なのに、大企業が真っ先に復興から手を引くことに国民は到底納得できません。被災者の気持ちを文字どおり逆なでするものであります。

安倍政権は大企業減税を賃上げにつなげるなどと言いますが、企業が賃上げする保証などはどこにもありません。全く道理のない大企業減税は中止すべきであります。

対策に盛り込まれた、東京五輪開催を口実にした都市インフラ整備のための無駄な大型公共事業のばらまき拡大も露骨であります。莫大な工事費で無駄遣いの典型と批判されている首都圏環状道路の建設や採算の見通しが不明な国際コンテナ戦略港湾推進は、財政を破綻させる愚挙そのものであります。

政府が週明け発表した7月から9月期の国内総生産（GDP）改定値は年率1.1%の伸びと、速報値より大幅に悪化しました。国民の暮らしを立て直し、経済を再建していくことが急務であります。

消費税増税を強行し、国民に負担を押しつけ、消費税をほとんど負担しない財界・大企業に

大盤振る舞いをするのでは、消費をさらに冷え込ませ、日本経済も財政も破綻させます。4月からの消費税増税は中止し、本末転倒の大企業優遇はやめるべきであります。

私たち日本共産党は、消費税増税法の改正案として、来年4月1日からの増税施行期日を「別に法律で定める日」と改めることで、実質、中止と同じ効果を持たせることを提案しております。

庶民への増税は、暮らしを大きく圧迫します。庶民の暮らしを守るためにも消費税増税は中止すべきであります。

議員各位の党派を超えた御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号ないし議案第108号の30件、意見書案第4号、意見書案第5号及び意見書案第7号の3件、請願第3号の1件について、順次採決いたします。

まず、議案第79号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、牛久市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第82号、牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、牛久市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、牛久市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、牛久市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、牛久市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第102号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、平成25年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第104号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号、平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第106号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第107号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、財産の無償譲渡について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第108号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号、衣食住等生活必需品への軽減税率の導入を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

次に、意見書案第5号、軽自動車税の据え置きを求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は継続審査であります。

本案は、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、意見書案第5号は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、意見書案第7号、2014年4月の消費税増税実施中止を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、意見書案第7号は否決されました。

次に、請願第3号、新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

午前11時20分休憩

午前11時47分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

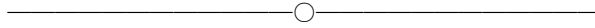
ただいま、黒木のぶ子君外1名から意見書案第8号が提出されました。これを日程に追加し、

直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号の1件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第8号の1件を議題といたします。



追加日程第1 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） それでは、意見書案第8号を朗読させていただきます。

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）。

新聞を含む活字文化は、水、米などとともに、日本の国を形づくってきた基礎的財と考えます。さらに新聞は、地域に張りめぐらされた戸別配達網により国内外の多様な情報を全国くまなく毎日届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を足元から支えてきました。

国土も狭い、資源も少ない我が国が、世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが学力・技術力を支える役割を果たしてきたことは、広く万人が認めるところです。

しかし、消費税増税によって経済的負担が増せば、新聞購読を取りやめる家庭がふえるものと懸念されます。現在でも活字離れが進む中、新聞を全く知らないで育った子がさらにふえれば、国民の知的レベルの低下、社会への関心の低下等が起き、日本の将来が危ういものになりかねません。

消費税増税に当たり、多様な意見があるのは承知しています。ただ、多くの先進国では例外を設け、品目別に複数税率を導入しているのが現実です。民主主義を支える公共財と位置づけられる新聞には、ゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。知識には課税せずとの認識が国力を維持、向上させる力となるのは間違いないと考えます。

よって、政府におかれましては、下記事項について実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 消費税増税に当たり複数税率を導入すること。
- 1 新聞購読料へ軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第8号について採決いたします。

意見書案第8号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第35、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成25年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 藤 田 尚 美

署名議員 秋 山 泉